

## 上天草市6次産業推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市産の農林水産物を活用し商品開発及び販売促進に取り組む事業者が、加工商品に関する企画力及び営業力を向上させ、経営基盤の強化を図ることを目的として、上天草市6次産業推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブランド認証品 上天草市農林水産物ブランド推進協議会が定める規程により「上天草ブランド」として認証を受けた産品をいう。

(2) ブランド認証事業者 ブランド認証品を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人又は法人であつて、市税等の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、国、県又はその他団体の補助事業の対象とならない事業で、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、予算の範囲内で別表のとおりとする。

(補助率及び補助金限度額)

第6条 補助率及び補助金限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条第1号に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）及び同条第2号に規定する収支予算書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、補助対象事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 上天草市6次産業推進補助金交付事業計画書（事業実績書）（様式）

(2) 市税の未納がない証明書及び上水道使用料収納証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による補助金の交付の申請は、別表の補助対象事業の欄に掲げる各事業につき1会計年度当たり1回のみとする。ただし、ブランド認証事業者が同欄に掲げる食品分析事業又は商標登録出願等事業について申請する場合は、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書（様式第9号）及び収支決算書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 上天草市6次産業推進補助金交付事業計画書（事業実績書）（様式）

(2) 事業に要した経費の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認めた書類

- 2 前項の書類の提出期限は、補助対象事業完了の日から30日を経過した日又は補助金等交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。